

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成 25 年 7 月 25 日)

- 1 文化観光局所管施設（県民文化会館、童謡館、米子コンベンションセンター、夢みなとタワー）の指定管理者審査要項（案）等の概要について
【文化政策課】 ··· 1 ページ
- 2 モンゴル中央県設立 90 周年記念事業への鳥取県代表団派遣について
【交流推進課】 ··· 9 ページ
- 3 平成 24 年観光客入込動態調査結果の概要について
【観光政策課】 ··· 10 ページ
- 4 平成 25 年度民工芸品等展示会開催計画について
【観光政策課】 ··· 12 ページ
- 5 「まんが博・乙」の開幕について
【まんが王国官房】 ··· 13 ページ

文 化 観 光 局

鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年7月25日
文化政策課

平成26年度から県民文化会館（とりぎん文化会館）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、文化観光局指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

（指名団体） 公益財団法人鳥取県文化振興財団（H18年度～H25年度までの指定管理者：2期）

（指名理由） 県民の文化の振興を図るという施設の設置目的に照らし、専門的なノウハウを有するスタッフにより各種の芸術文化事業を企画・実施するとともに文化活動者等の支援を行い、これまで施設の管理運営を適切に行ってきましたことから引き続き当該法人が管理することが適当であると認められるため。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

ア 施設設備の維持管理に関する業務

イ 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務

ウ 芸術文化事業に関する業務（活動者支援、文化事業の実施等）

エ その他、施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

（2）管理の基準（基本的事項）

施設の開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（3）その他、管理上の条件等

ア 館長相当職を1名配置すること。

イ 芸術文化事業を実施するとともに文化活動者らに適切な支援を行うための常勤職員を配置すること。

ウ 舞台・音響・照明のいずれかの実務経験が3年以上ある常勤職員を配置すること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料金や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額1,178,525千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、真に経営努力といえる経費の2／3の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項送付 | 平成25年8月下旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年10月上旬 |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 平成25年10月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年11月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年12月中旬(議会の議決を経て行う。) |

7 審査方法等

- (1) 審査方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、公益財団法人鳥取県文化振興財団が指定管理候補者として適当かどうかを審査する。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、文化活動者及び施設利用者の代表2名、文化観光局副局長 計5名
- (3) 審査基準

審査基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	<input type="radio"/> 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="radio"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (文化活動者の育成・支援、各種芸術文化事業の実施、サービス向上策、施設の利用促進等) <input type="radio"/> 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開等) <input type="radio"/> 施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 (施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組) <input type="radio"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (災害・盗難等の事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法) <input type="radio"/> 利用者等の要望の把握の妥当性 <input type="radio"/> 芸術文化事業にかかる自己評価手法の妥当性
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="radio"/> 収支計画及び積算内容
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	<input type="radio"/> 組織及び職員の配置等 <input type="radio"/> 専門職員の配置 <input type="radio"/> 法人の財政基盤、経営基盤 <input type="radio"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="radio"/> 法人の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用の状況、男女共同参画推進企業の認定の状況、ISO・TEASの認証等の状況) <input type="radio"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

鳥取県立童謡館の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年7月25日
文化政策課

平成26年度から童謡館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、文化観光局指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定団体とその理由

- (指定団体) 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館(H18年度～H25年度までの指定管理者：2期)
(指定理由) 童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するという施設の設置目的に照らし、専門員らによる童謡・唱歌に関する調査研究や県内外での各種イベントを通じて積極的に童謡・唱歌の普及と振興を図っており、施設の管理運営を適切に行ってきていたことから引き続き当該法人が管理することが適当であると認められるため。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務
- ウ 文化事業に関する業務（調査研究、文化事業の実施等）
- エ その他、施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

(2) 管理の基準(基本的事項)

施設の開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(3) その他、管理上の条件等

ア 館長相当職を1名配置すること。

イ 童謡・唱歌についての専門知識を有する学芸員又は学芸員相当職員を配置し、調査研究事業の充実を図ること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料金や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額363,075千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、眞に経営努力といえる経費の2／3の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項送付 | 平成25年8月下旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年10月上旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年10月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年11月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年12月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が指定管理候補者として適當かどうかを審査する。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、文化活動者、NPO法人役員（文化活動）、鳥取市企画推進部次長、文化観光局副局長 計6名

(3) 審査基準

審査基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (同条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施、資料の収集・調査研究、サービス向上策、施設の利用促進等) ○管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開等) ○施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 (施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組) ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (災害・盗難等の事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法) ○利用者等の要望の把握の妥当性
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	○収支計画及び積算内容
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	○組織及び職員の配置等 ○専門職員の配置 ○法人の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用の状況、男女共同参画推進企業の認定の状況、ISO・TEASの認証等の状況) ○当該施設の管理運営状況の実績評価

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年7月25日
文化政策課

平成26年度から米子コンベンションセンターの管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、文化観光局指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

(指名団体) 公益財団法人とっとりコンベンションピューロー
(H18年度～H25年度までの指定管理者：2期)

(指名理由) 地域の経済発展と文化の振興を図るという施設の設置目的に照らし、コンベンション誘致及び舞台芸術に関して専門的なノウハウを有するスタッフにより、地域経済振興とともに文化芸術振興を併せて担ってきた実績があり、かつこれまで施設の管理運営を適切に行ってきただことから引き続き当該法人が管理することが適当であると認められるため。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務
- ウ その他、施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

(2) 管理の基準(基本的事項)

施設の開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(3) その他、管理上の条件等

管理責任者として、館長相当職を1名配置すること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料金や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額653,680千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、真に経営努力といえる経費の2／3の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項送付 | 平成25年8月下旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年10月上旬 |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 平成25年10月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年11月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年12月中旬(議会の議決を経て行う。) |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、公益財団法人とつとコンベンションピューローが指定管理候補者として適当かどうかを審査する。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、文化活動者、経済・観光団体関係者、米子市経済部長、文化観光局副局長 計6名

(3) 審査基準

審査基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) <input type="checkbox"/> 施設の管理運営を通した社会貢献の考え方 (アフターコンベンションの充実、県内企業・宿泊施設等の利用促進、地域経済の発展・文化振興等を推進するための取組み等) <input type="checkbox"/> 施設管理の妥当性 (施設設備の維持管理、衛生管理等) <input type="checkbox"/> 料金設定等の妥当性 (開館時間、休館日の設定、利用料金等) <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 <input type="checkbox"/> 個人情報保護等への対応の妥当性 <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握及び対応方針の妥当性
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="checkbox"/> 収支計画及び積算内容
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	<input type="checkbox"/> 法人の財政基盤、経営基盤の妥当性 <input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等の妥当性 <input type="checkbox"/> 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等の状況 <input type="checkbox"/> 法人の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、I S O ・ T E A S の認証等) <input type="checkbox"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

鳥取県立夢みなとタワーの指定管理者募集要項（案）の概要について

平成25年7月25日
文化政策課

平成26年度から夢みなとタワーの管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、文化観光局指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務
- ウ その他、施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

（2）管理の基準(基本的事項)

施設の開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（3）その他、管理上の条件等

管理責任者として、館長相当職を1名配置すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料金や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額592,145千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

（1）募集の開始	平成25年8月下旬
（2）募集の締切	平成25年10月上旬
（3）審査委員会（候補者の選定）	平成25年10月中旬
（4）審査結果の通知・公表	平成25年11月上旬
（5）指定管理者の指定	平成25年12月中旬（議会の議決を経て行う。）

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、国際交流活動者、経済団体関係者、文化観光局副局長 計5名

(3) 審査基準

審査基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	<input type="radio"/> 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針)
施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 (同条例第5条第2号)	<input type="radio"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) <input type="radio"/> 施設管理の妥当性 (施設設備の維持管理、衛生管理等) <input type="radio"/> 料金設定等の妥当性 (開館時間、休館日、利用料金等) <input type="radio"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 <input type="radio"/> 個人情報保護等への対応の妥当性 <input type="radio"/> 利用者等の要望の把握及び対応方針の妥当性
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="radio"/> 収支計画及び見積内容の妥当性 <input type="radio"/> 県の委託料額の多寡
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	<input type="radio"/> 法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性 <input type="radio"/> 組織及び職員の配置等の妥当性 <input type="radio"/> 現在の施設職員の継続雇用への配慮 <input type="radio"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="radio"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、I S O · T E A S の認証等) <input type="radio"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価 (申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ)

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

モンゴル中央県設立90周年記念事業への鳥取県代表団派遣について

平成25年7月25日
交流推進課

モンゴル中央県が今年で設立90周年を迎えることから、中央県にて行われる記念式典へ鳥取県代表団を下記の通り派遣します。

記

1 派遣者（計5名）

野川統轄監他3名、鳥取環境大学職員1名

2 派遣先

モンゴル中央県及びウランバートル市

3 概要

- (1) モンゴル中央県設立90周年記念式典には、モンゴル中央政府の閣僚、県交流地域の代表者（江原道副知事、吉林省外事弁主任など）が出席する予定であり、本県からも統轄監を代表とする訪問団を派遣して90周年を祝すとともに、中央県との間で協議等を行い、関係強化を図る。
- (2) モンゴルとの青少年交流（留学生の受け入れなど）や経済交流（資源・物流など）の現況について情報収集する。
- (3) 同時期に、鳥取県モンゴル中央県親善協会が「第10回モンゴル友好交流の翼」事業として37名を中央県へ派遣することを計画されていることから、行事の一部に出席する。

4 主な日程

平成25年7月23日（火）～27日（土） 5日間

月日	代表団日程
7月23日（火）	移動日（米子鬼太郎空港→仁川空港→ウランバートル空港）
7月24日（水）	在モンゴル日本国大使表敬、モンゴル国外務省表敬（調整中） ジャイカモンゴル事務所、モンゴル国商工会議所訪問 モンゴル国立大学、モンゴル・日本センター訪問
7月25日（木）	ジェトロ協力企業、資源・物流関係企業訪問
7月26日（金）	中央県90周年記念式典 中央県知事表敬
7月27日（土）	鳥取県モンゴル中央県親善協会とホストファミリーとの面談式立会 中央県ナーダム（モンゴルの伝統的な祭り）視察 現地企業・工場訪問
7月28日（日）	移動日（ウランバートル空港→仁川空港→米子鬼太郎空港）

（参考）第10回モンゴル友好交流の翼（鳥取県モンゴル中央県親善協会主催）

- ・期日：7月26日（金）～8月2日（金）8日間
- ・活動：ホームステイ、日本語学級の子ども達との交流、野菜農園視察、モンゴル文化体験など

平成24年観光客入込動態調査結果の概要について

平成25年7月25日
観光政策課

1 概要

- 観光入込客数（延べ人数）は、前年と比べ1,343千人（7.7%）増加した。観光入込客数（実人数）は、前年に比べ250千人（2.2%）増加した。
- 地域別に見ると、鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺及び米子・皆生温泉周辺が増加、境港周辺が減少した。
- 発地別に見ると、近畿、四国の近隣地域からの入込客が増加した。
- 月別に見ると、2月～7月（4月を除く）にかけて減少、8月～11月（10月を除く）にかけて増加した。

2 各種データ

(1) 県外県内別観光入込客数（延べ人数）

(単位：千人、%)

区分	観光入込客数		対前年比		平成24年構成比
	平成24年	平成23年	増減数	率	
県外観光客	14,412	12,176	2,236	118.4	76.3
県内観光客	4,476	5,369	▲893	83.4	23.7
合計	18,888	17,545	1,343	107.7	100.0

(2) 県外県内別観光入込客数（実人数）

(単位：千人、%)

区分	観光入込客数		対前年比		平成24年構成比
	平成24年	平成23年	増減数	率	
県外観光客	7,962	6,879	1,083	115.7	69.5
県内観光客	3,497	4,330	▲ 833	80.8	30.5
合計	11,459	11,209	250	102.2	100.0

(3) 地域別観光入込客数（実人数）

(単位：千人、%)

広域エリア名	観光入込客数		対前年比	
	平成24年	平成23年	増減数	率
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	3,173	2,677	496	118.5
浦富海岸・岩井温泉周辺	195	209	▲ 14	93.3
八頭	235	252	▲ 17	93.3
とつとり梨の花温泉郷周辺	1,411	1,429	▲ 18	98.7
東伯耆周辺	774	628	146	123.2
米子・皆生温泉周辺	1,786	1,639	147	109.0
境港周辺	2,418	2,846	▲ 428	85.0
大山周辺	1,304	1,365	▲ 61	95.5
奥日野周辺	163	164	▲ 1	99.4
合計	11,459	11,209	250	102.2

(4) 月別観光入込客数（実人数）

(単位：千人、%)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成24年	654	486	675	831	1,199	621	975	2,184	974	1,066	1,149	645	11,459
平成23年	531	593	714	816	1,246	749	1,023	1,987	834	1,121	948	647	11,209
増減数	123	▲ 107	▲ 39	15	▲ 47	▲ 128	▲ 48	197	140	▲ 55	201	▲ 2	250
率	123.2	82.0	94.5	101.8	96.2	82.9	95.3	109.9	116.8	95.1	121.2	99.7	102.2

(5) 月別宿泊者数(実人数)

(単位:千人、%)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成24年	167	164	195	163	196	157	204	307	200	194	217	181	2,345
平成23年	165	187	188	189	226	192	228	317	210	241	251	195	2,589
増減数	2	▲23	7	▲26	▲30	▲35	▲24	▲10	▲10	▲47	▲34	▲14	▲244
率	101.2	87.7	103.7	86.2	86.7	81.8	89.5	96.8	95.2	80.5	86.5	92.8	90.6

(6) 発地別観光入込客数(実人数)

(単位:千人、%)

地域名	入込客数		対前年 増減数	平成24年 構成比
	平成24年	平成23年		
北海道・東北	46	22	24	0.4
関 東	527	459	68	4.6
中 部	321	325	▲ 4	2.8
近 畿	3,700	2,891	809	32.3
中 国	2,692	2,622	70	23.5
四 国	527	425	102	4.6
九 州・沖縄	149	135	14	1.3
県 内	3,497	4,330	▲ 833	30.5
計	11,459	11,209	250	100.0

(7) 利用交通機関別観光入込客数(実人数)

(単位:千人)

交通機関	平成24年		平成23年		増減数	
	県外客	県内客	県外客	県内客	県外客	県内客
貸切バス	1,189	82	901	87	109	▲ 27
路線バス	179	48	199	67	▲ 64	▲ 3
列車	602	47	597	66	113	▲ 18
自家用車	5,630	3,116	4,718	3,843	885	▲ 722
タクシー	31	10	63	13	▲ 58	▲ 9
その他	331	194	401	254	98	▲ 54
小計	7,962	3,497	6,879	4,330	1,083	▲ 833
合計	11,459		11,209		250	

(参考) 温泉地入湯客数

(単位:人、%)

温泉地名	入湯客数		対前年比		平成24年 構成比
	平成24年	平成23年	増減数	率	
鳥取温泉	75,036	71,096	3,940	105.5	6.9
吉岡温泉	39,836	39,867	▲ 31	99.9	3.6
岩井温泉	13,321	14,237	▲ 916	93.6	1.2
浜村温泉	4,293	4,277	16	100.4	0.4
鹿野温泉	17,275	18,123	▲ 848	95.3	1.6
はわい温泉	133,360	120,581	12,779	110.6	12.2
東郷温泉	26,692	27,231	▲ 539	98.0	2.4
三朝温泉	371,601	363,987	7,614	102.1	34.0
関金温泉	13,194	14,406	▲ 1,212	91.6	1.2
皆生温泉	399,927	435,073	▲ 35,146	91.9	36.5
合 計	1,094,535	1,108,878	▲ 14,343	98.7	100

※入湯税から算出

平成 25 年度民工芸品等展示会開催計画について

平成 25 年 7 月 25 日
観光政策課

1. 概要

本県の民工芸品と観光情報を一体化した PR イベントを全国の人気インテリアショップ等で開催し、特に若い世代の鳥取ファンを増やすことで観光誘客と販路拡大につなげる。

また、若手製作者の作品を積極的に取り上げ、展示会での反響や取扱い通じた市場情報の収集により、新たな商品開発や後継者育成を促す。

2. 開催計画

首都圏、中四国、京阪神など計 10 力所で実施予定。

因州和紙、弓浜絣、陶磁器、木工、郷土玩具他の展示販売を中心としたイベントを開催。

	開催時期	開催場所	内 容		備 考
1	4月 27 日 ～5月 6 日	器&雑貨 sara (雑貨店)	高松市	展示会「鳥取の手仕事展」	新規
2	7月 6 日 ～7月 14 日	dieci (雑貨店、カフェ)	大阪市	展示会「tori - 鳥取とフィンランド」 鳥取ランチ提供	新規
3	9月 6 日 ～9月 21 日	フクギドウ (雑貨店)	神戸市	展示会、器と食のイベント	新規
4	9月 28 日 ～10月 14 日	季の雲 (ギャラリー)	滋賀県 長浜市	展示会、マルシェ	2 回目
5	9月	SM-g (ギャラリー)	東京都 中目黒	展示会 器と食のイベント「co-tori II」	2 回目
6	10月	レフ (ブティック)	広島市	展示会	新規
7	26 年 3 月	恵文社一乗寺店 (書店・雑貨店)	京都市	展示会	2 回目

*その他 東京 1箇所、岡山 1箇所、松江 1箇所での開催に向けて調整中

<参考> 平成 22～24 年度の実施状況と成果

○22 年度 東京、大阪、ソウルの 4 会場で実施（来場者数 約 5,700 人）

○23 年度 東京、福岡、金沢、ソウル等の 8 会場で実施（来場者数 約 4,500 人）

○24 年度 東京、神戸、大阪、福岡、名古屋等 9 会場で実施（来場者数 約 5,600 人）
東京で鳥取の器、食材、酒を楽しむ街歩きイベント開催（参加者数 190 人）

◆ 成果

- ・若い世代を中心に多数の来場者を達成。
- ・マスコミの取材が多数あり“鳥取の民芸”への関心が高まった。（雑誌等への掲載 50 件以上）
- ・県外のセレクトショップなどに販路が広がった。（新規取扱店数 10 店以上）
- ・県内窯元などを訪ねる県外若い世代観光客やバイヤーが増加

「まんが博・乙」の開幕について

平成25年7月25日
まんが王国官房

「まんが王国とっとり」建国2年目の平成25年夏、去る7月13日に「まんが博・乙」を開幕しました。これまでの主な取組状況は下記のとおりです。

記

1 「まんが博・乙」オープニング式典及び開幕記念イベント

(1) 日 時 7月13日(土)午後1時から3時まで

(2) 場 所 倉吉未来中心(アトリウム)

(3) 概 要

ア オープニング式典

- ・知事、倉吉市長(中郡市町代表)及び県議会議長による挨拶
- ・下田麻美さん(声優・鳥取県出身)への「とっとりふるさと大使」委嘱状交付式
- ・テープカット

イ まんが王国とっとりPRキャラバン隊バードプリンセスによる「まんが博・乙」見どころ紹介

ウ 下田麻美トークショー

エ 来場者参加型イベント「コヤちゃんの声で『緑化フェア』のお客さまを、おもてなし！」

- ・下田麻美さんと来場者による会場アナウンスの公開録音

2 全日本声優コンテスト「声優魂」鳥取大会(予選)

(1) 日 時 7月14日(日)午前10時から午後5時30分まで

(2) 場 所 北栄町大栄農村環境改善センター

(3) 概 要

- ・昨年度「東京国際アニメフェア」で初めて開催された「声優魂」は、声優をめざす中高生のための全国規模の登竜門。この鳥取大会決勝戦の優勝者は東京での本大会に無条件でノミネートされる。
- ・公募により、県内外から78名の参加登録があった。
- ・一次審査参加者(69名)、一次審査通過者による二次審査(21名)を経て、10名を選出した。
- ・二次審査終了後、午後3時から4時30分まで、野沢雅子さん(声優)のトークショー、来場者を交えてのアフレコの実演を行った。会場は多くのファンで埋め尽くされ、しばしば歓声や拍手で沸く楽しい催しとなった。
- ・鳥取大会の決勝は、8月24日(土)、倉吉未来中心(大ホール)で実施。

3 「名探偵コナンアクションパーク」オープニングセレモニー

(1) 日 時 7月20日(土)午前9時45分から10時まで

(2) 場 所 出会いの広場(北栄町)

(3) 概 要

- ・北栄町立大栄小学校黒ぼく太鼓披露
- ・テープカット

(参考) 「まんが博・乙」イベント一覧

- ・特別企画展「テレビアニメ50年」(倉吉未来中心)
- ・瞬刊少年マルマル「マンガのなかに飛び込もう!」(倉吉未来中心)
- ・明治大学マンガ図書館連携企画展「内記稔夫—日本初のマンガ図書館をつくった男一」(エキパル倉吉)
- ・「水木しげるの戦争と新聞報道」展(倉吉博物館・7月24日終了)
　　〃(夢みなとタワー・7月28日~)
- ・谷口ジロー「遙かな町へ」タイムスリップ(倉吉市内白壁土蔵群ほか)
- ・名探偵コナンアクションパーク(出会いの広場)
- ・青山剛昌の世界展(とりぎん文化会館)
- ・特別企画展「琴浦さん」展(まなびタウンとうはく・8月7日終了予定)
- ・ヒトコマまんが展・国際マンガサミット鳥取大会アンコール展(倉吉未来中心・8月13日~)
- ・「まんが博・乙」賑わい祭(出会いの広場・7月20日)
　　〃(倉吉未来中心・8月13日)
- ・「まんが博・乙」記念講演『トキワ荘・青春物語~唯一無二、マンガの聖地で過ごした日々を語る~』(講師:鈴木伸一、篠田ひでお/倉吉未来中心・8月3日)
- ・名探偵コナンまつり in まんが王国とつとり(倉吉未来中心・8月24日)

緊急雇用創出事業の実施状況について

平成25年7月25日
文化政策課

1. 事業の内容

事業名 (所管課)	本年度予算額 (うち新規雇用 人件費)	雇用創 出人數 (延べ)	①月額給料 ②雇用期間(予定) ③被雇用者の要件	事業内容
アートを活 かしたコ ミュニティ ビジネス開 発事業 (文化政策 課)	5,338千円 (2,838千円)	1人	①192千円 ②H25年6月 ～H26年3月 ③特になし	<p>アートを活かした地域活動に興味のある求職者を採用し、アートの視点を活かしたおみやげの開発・販売、オリジナルのメディア(主に印刷物など)による情報発信など、新たなコミュニティビジネスに着手する。</p> <p>(1) おみやげの開発と販売 不要物等を素材にした新しい「おみやげ」商品を企画開発し、全国に向けて流通、販売する。</p> <p>(2) 地域資源の販売と情報発信 地域資源(工芸品、風景、人、モノ、コト)を発掘、取材し、県内外に向けて販売、情報発信する。</p>

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

2. 被雇用者の採用状況

(1) 公募方法

・ハローワーク他各種求人サイトを通じた公募とし、公募内容は以下のとおり(主な内容)。

《勤務地》鳥取県湯梨浜町

《業務内容》写真家を招いた滞在制作(レジデンス)の支援

新しい「おみやげ」商品企画・開発

地域資源の情報発信にまつわる制作運営 等

《雇用形態》フルタイム、正社員以外

《雇用期間》平成25年5月15日～平成26年3月31日であり、契約更新はなし

《月額給料》月額192,000円

《資格経験》不問

(2) 被雇用者について

①採用日 平成25年6月1日

②年齢等 30代 女性(県外から応募)

③経歴等

- ・資格はなし。
- ・過去の業務経験として、大学の書籍部で従事した際、大学のPRパンフの企画・制作を担当。また大学のシンボルマークを使用した各種ノベルティ商品を企画。
- ・民間企業において、相当年数の事務職経験あり。

※当該事業の受託団体が実施した採用面接試験において、本人の強い意欲・活用できる有用な経験等確認できたため、採用に至った。

